



各種ご相談、お問い合わせは

介護やサービスに関する相談は身近な地域包括支援センターへ

「悩み」「疑問」「困ったこと」などがありましたら、下記の各担当地域の地域包括支援センターへご連絡ください。※お越しになる場合は、事前にお電話ください。

名称	所在地	電話番号	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑	南川崎 210-1	048-998-8895	二丁目、木曽根、南川崎、 伊勢野、 八潮一丁目～四丁目・六丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	鶴ヶ曽根 1184-4	048-994-5562	小作田、松之木、上馬場、 中馬場、西袋、柳之宮、 南後谷、中央一丁目～四丁目、 八潮七丁目・八丁目、 緑町一丁目・二丁目・四丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	大原 455	048-999-7717	大瀬、古新田、垢、大原、 大曽根、浮塚、八潮五丁目、 大瀬一丁目～六丁目、 茜町一丁目
北部地域包括支援センター やしお寿苑	八條 294-4	048-930-5123	八條、鶴ヶ曽根、伊草、 新町、緑町三丁目・五丁目、 伊草一丁目・二丁目

介護保険制度に関するお問い合わせ先は

課名	電話番号	内線番号
長寿介護課	048-996-2111	介護支援係 (内線 449・407) 介護給付係 (内線 443・287) 地域包括ケア推進係 (内線 448・491) 高齢者政策係 (内線 447・490)



みんなの あんしん

介護保険

令和6年4月
制度改正対応版

わかりやすい利用の手引き

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



八潮市 令和6年度版

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていただけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

介護保険法（要約）

第一条（目的）

この法律は、加齢に伴う疾病等で要介護状態となり介護等を要する者が、尊厳を保持し、日常生活を営むことができるよう必要なサービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条（介護保険）

介護保険の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーション等のサービスを利用し、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆ 介護保険サービスに関して

一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。（令和6年4月から）

◆ 介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。（令和6年4月から）

特定入所者介護サービス費の限度額の変更。（令和6年8月から）

介護保険料の変更。（令和6年4月から）

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

もくじ

しくみと加入者

介護保険のしくみ ————— P.4

サービス利用の手順

サービス利用の流れ① ————— P.6

要介護認定の流れ ————— P.6

サービス利用の流れ② ————— P.8

介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす — P.10

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす ————— P.14

介護サービス【要介護1～5の方へ】

施設サービスの種類と費用のめやす ————— P.17

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス ————— P.18

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス ————— P.20

地域支援事業(総合事業)

自分らしい生活を続けるために ————— P.22

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 ————— P.25

介護保険料

介護保険料の決まり方・納め方 ————— P.28

しくみと加入者

サービス利用の
手順

介護サービス

介護予防サービス

福祉用具貸与・
購入、住宅改修

地域密着型
サービス

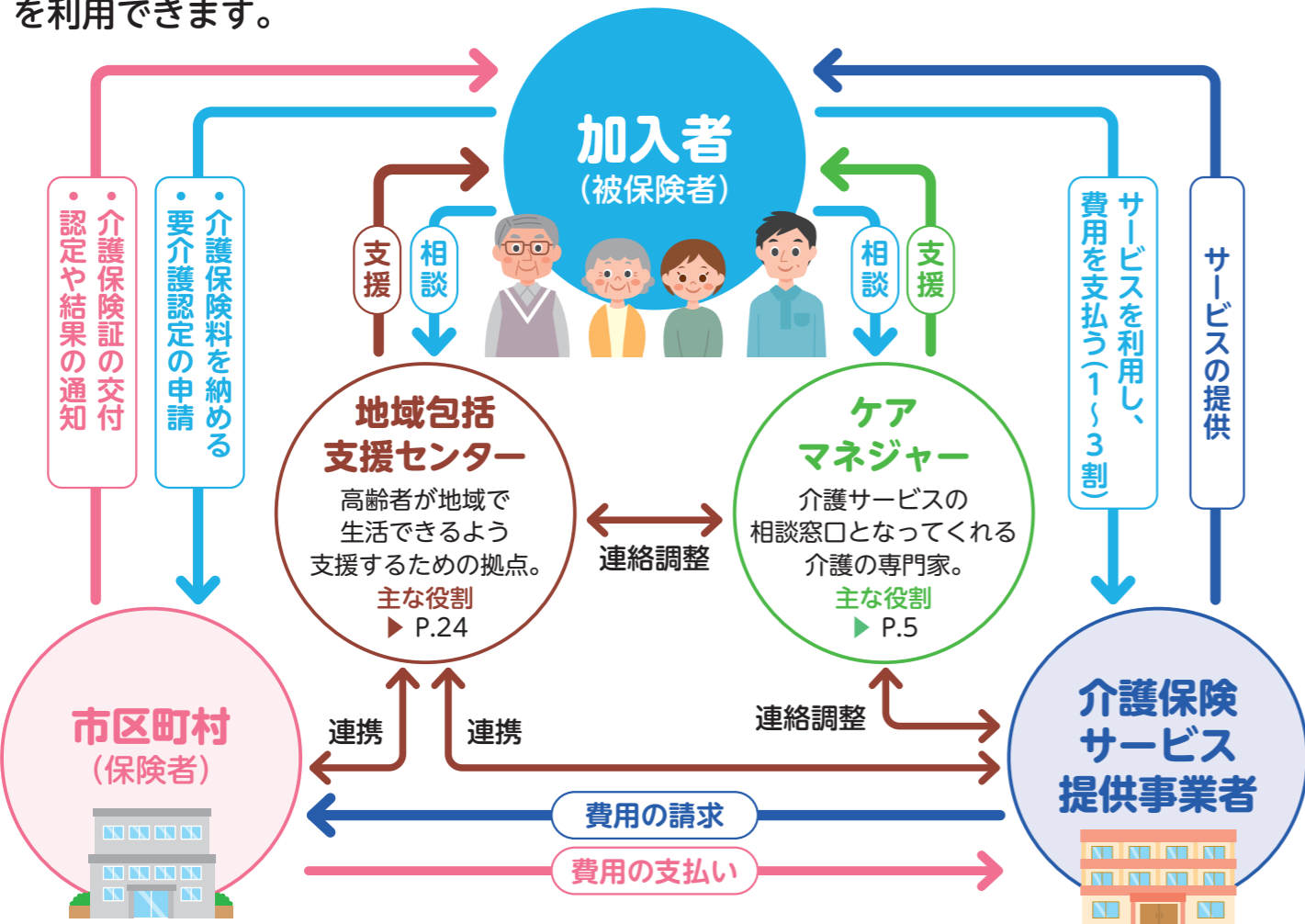
地域支援事業
(総合事業)

費用の支払い

介護保険料

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



加入者 (被保険者) は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方 (第1号被保険者) 【介護保険を利用できる方】
 「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
 (▶ 要介護認定 6～7ページ)
 ※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

40～64歳の方 (第2号被保険者) 【介護保険を利用できる方】
 介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。
 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。
 ※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

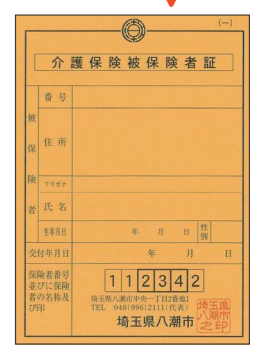
- 40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

しくみと加入者

介護保険証 要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

大切に保管しましょう。

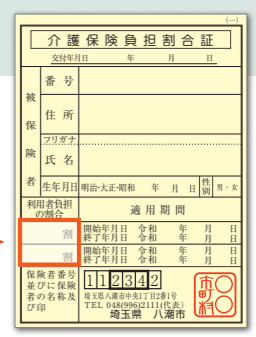
- 交付対象者**
- 【65歳以上の方】
 - 1人に1枚交付されます。
 - 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。
 - 【40～64歳の方】
 - 要介護認定を受けた方に交付されます。
- 必要なとき**
- ・要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
 - ・ケアプランを作成するとき
 - ・介護保険サービスを利用するとき など



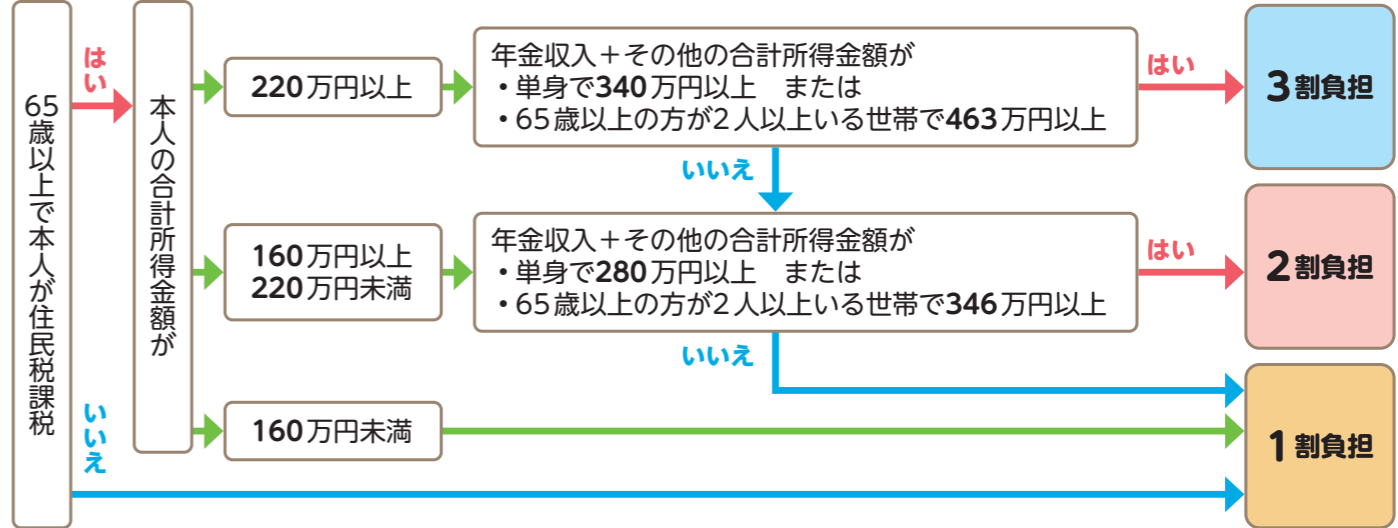
負担割合証 介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

大切に保管しましょう。

- 交付対象者** 要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。
- 必要なとき** 介護保険サービスを利用するとき
 【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)
- 負担割合(1～3割)が記載されます。



介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

「ケアマネジャー」とはどんな人?

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

- 【ケアマネジャーの役割】**
- 要介護認定の申請代行
 - ケアプランの作成
 - 介護サービス事業者との連絡調整
 - サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい、「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



サービス利用の流れ①



介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市役所の長寿介護課や地域包括支援センターに相談しましょう。

サービス利用の手順

サービス利用の手順

1 | 相談する

市役所の長寿介護課または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

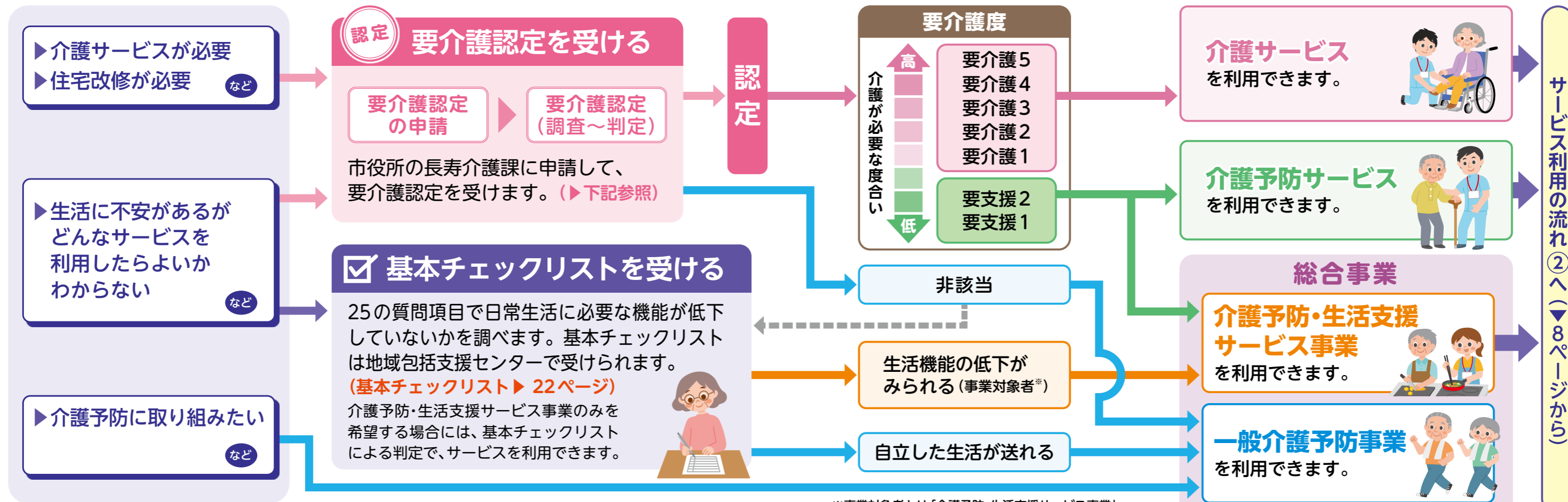
要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

認定 要介護認定の流れ

介護（予防）サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

1 要介護認定の申請

申請の窓口は市役所の長寿介護課です。申請は、本人のほか家族でもできます。また、次のところでも申請の代行をしてもらうことができます（更新申請も同様）。
 ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

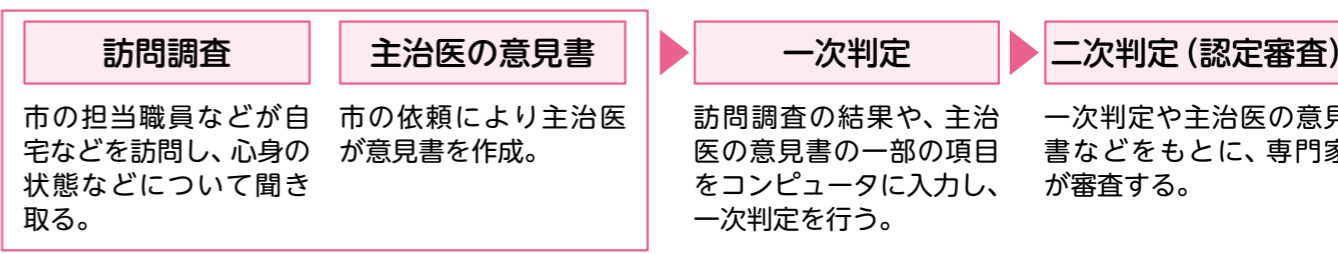
申請に必要なもの

- 申請書 市役所の長寿介護課に置いてあります。
- 介護保険証
- 健康保険の保険証

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

2 要介護認定（調査～判定）

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。



訪問調査
市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

主治医の意見書
市の依頼により主治医が意見書を作成。

一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

二次判定 (認定審査)
一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

サービス利用の流れ②

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

1 ケアマネジャーを決める

市が発行する事業者一覧から居宅介護支援事業者（ケアマネジャーがいるサービス事業者）を選び、連絡します。
▶ 居宅介護支援P.10

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。

介護サービスの種類

居宅サービス	地域密着型サービス
● 訪問サービス…▶ P.11・12	● 認知症の方向け…▶ P.20
● 施設に通う…▶ P.12	● 施設に通う…▶ P.20
● 短期間施設に泊まる…▶ P.13	● 通いを中心とした複合サービス…▶ P.20・21
● 施設に入所して利用する…▶ P.13	
● 生活環境を整える…▶ P.18・19	

介護保険施設へ入所したい

1 介護保険施設を選ぶ

見学をするなど、サービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

ケアプランにそって**施設サービス**を利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する…▶ P.17

要支援1・2の方

1 地域包括支援センターに連絡する

お住まいの地域を担当している地域包括支援センターに連絡します。

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。
▶ 介護予防支援P.14

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**や**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。

介護予防サービスの種類

介護予防サービス	地域密着型介護予防サービス
● 訪問サービス…▶ P.14・15	● 認知症の方向け…▶ P.20
● 施設に通う…▶ P.15	● 通いを中心とした複合サービス…▶ P.20・21
● 短期間施設に泊まる…▶ P.16	
● 施設に入所して利用する…▶ P.16	
● 生活環境を整える…▶ P.18・19	

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.23
- 施設に通う…▶ P.23

事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

お住まいの地域を担当している地域包括支援センターに連絡します。

2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.23
- 施設に通う…▶ P.23

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

サービス利用の手順

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

介護サービス

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成し、安心して介護サービスを利用できるように支援します。



ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)

ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後		通所介護					

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいく
ケアプラン
のために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



日常生活の手助けを受ける

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。



介護サービス

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

※利用者が一人暮らし、または利用者の家族に障がいや疾病等がある場合に利用できます。

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	261円
	30分～1時間未満	414円
生活援助中心	20分～45分未満	192円
	45分以上	236円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	104円
-------------	------

以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ など
- 来客の応対
- 模様替え
- 洗車

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。



自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,355円
----	--------

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などが訪問し、リハビリを行います。



自己負担(1割)のめやす

1回	令和6年5月まで	324円	令和6年6月から	325円
----	----------	------	----------	------

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

	自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人を行う場合】	
	令和6年5月まで	令和6年6月から
医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



	自己負担(1割)のめやす		
	令和6年5月まで	令和6年6月から	
病院・診療所から	20分～30分未満	426円	427円
	30分～1時間未満	614円	615円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	503円	504円
	30分～1時間未満	879円	881円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】			
要介護1	688円	要介護4	1,069円
要介護2	812円	要介護5	1,200円
要介護3	941円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・個別機能訓練 59円/1日
 ・栄養改善 209円/1回
 ・口腔機能向上 157円/1回 など

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設などで、リハビリなどが日帰りで受けられます。



	自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】	
	令和6年5月まで	令和6年6月から
要介護1	799円	804円
要介護2	947円	953円
要介護3	1,097円	1,104円
要介護4	1,273円	1,282円
要介護5	1,445円	1,455円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・栄養改善 211円/1回
 ・口腔機能向上 159円/1回 など

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	743円	637円	637円
要介護2	815円	709円	709円
要介護3	894円	786円	786円
要介護4	104円	860円	860円
要介護5	1,042円	933円	933円

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	874円	787円	868円
要介護2	923円	837円	920円
要介護3	991円	903円	987円
要介護4	1,049円	960円	1,042円
要介護5	1,104円	1,015円	1,100円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
	従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

施設に入っている方が利用する介護サービス

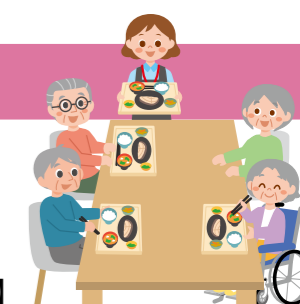
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要介護1	567円	要介護4	778円
要介護2	637円	要介護5	850円
要介護3	710円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。



その他のサービス

- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 18・19ページ
- ▶ 地域密着型サービス 20・21ページ

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。
地域密着型サービスについて▶20・21ページ。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員が介護予防ケアプランを作成し、安心して介護予防サービスを利用できるように支援します。

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。
 (全額を介護保険で負担します)



自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



自己負担(1割)のめやす	
1回	916円

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などが訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を行います。



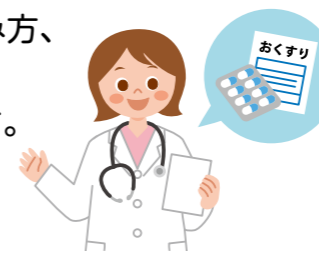
自己負担(1割)のめやす	令和6年5月まで	令和6年6月から
	1回	324円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
 ○ 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)
 ※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。
 ※自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。



自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に行う場合】	令和6年5月まで	令和6年6月から	
	医師の場合(月2回まで)	514円	515円
	歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
	医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
	薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円	

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。



自己負担(1割)のめやす	病院・診療所から	令和6年5月まで	令和6年6月から
		20分～30分未満	408円
	30分～1時間未満	591円	592円
	訪問看護ステーションから	20分～30分未満	482円
30分～1時間未満		848円	850円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリなどが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。



	1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす	
	令和6年5月まで	令和6年6月から
要支援1	2,166円	2,393円
要支援2	4,219円	4,461円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・栄養改善 211円/月
 ・口腔機能向上 159円/月 など

介護予防が大切なのはなぜ？

体を使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態が悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。できることはなるべく自分でいきいきと、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指しましょう。



短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	558円	476円	476円
要支援2	692円	592円	592円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	652円	605円	641円
要支援2	825円	759円	809円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護予防サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。



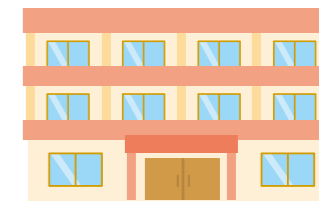
1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援1	192円	要支援2	327円
------	------	------	------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

施設サービスの種類と費用のめやす



施設サービスは、介護保険施設に入所して受けるサービスです。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	約25,551円	約22,949円	約22,949円
要介護4	約27,777円	約25,143円	約25,143円
要介護5	約29,940円	約27,306円	約27,306円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約25,143円	約22,478円	約24,861円
要介護2	約26,585円	約23,920円	約26,428円
要介護3	約28,623円	約25,958円	約28,466円
要介護4	約30,347円	約27,682円	約30,128円
要介護5	約31,915円	約29,219円	約31,727円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約26,648円	約22,604円	約26,115円
要介護2	約30,096円	約26,084円	約29,563円
要介護3	約37,589円	約33,545円	約37,056円
要介護4	約40,755円	約36,743円	約40,222円
要介護5	約43,640円	約39,595円	約43,107円

その他のサービス

- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 18・19ページ
- ▶ 地域密着型サービス 20・21ページ

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- (ユニット型個室、従来型個室、多床室などの違いについて▶P.13参照)
- ※施設サービス費のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。
- ※要支援の方は利用できません。

生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2		要介護 2・3	要介護 4・5
	要介護1			
・手すり(工事をとまなわないもの) ・歩行器	○	○	○	○
・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	✕	○	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器				
・床ずれ防止用具				
・自動排せつ処理装置	▲	▲		○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

- 適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
 - ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う 申請が必要です

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

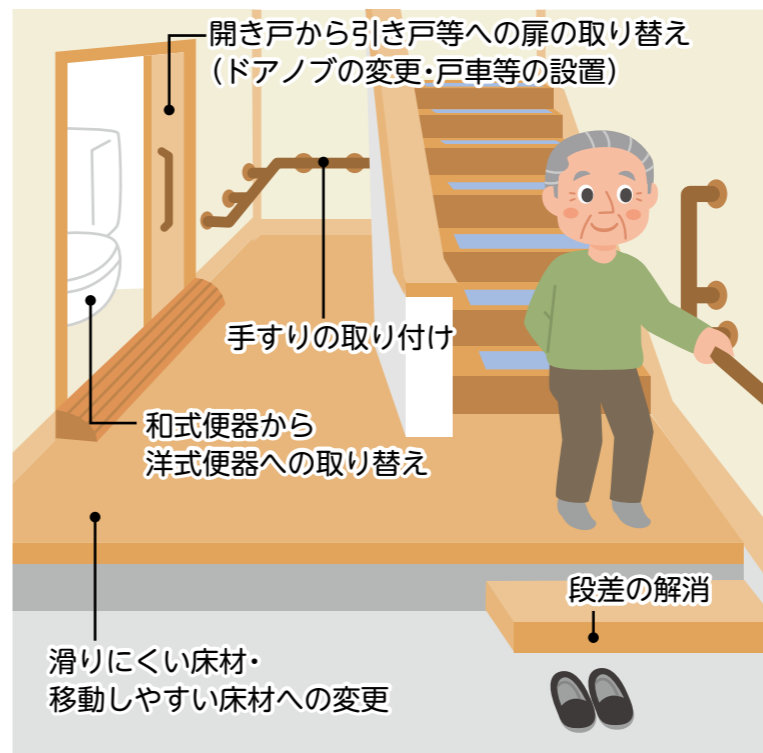
より安全な生活が送れるように住宅を改修する 事前と事後に申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な改修に対して、住宅改修費が原則1回限り20万円を上限に費用の7～9割が支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか地域包括支援センターに相談しましょう。



介護保険の対象となる工事の例

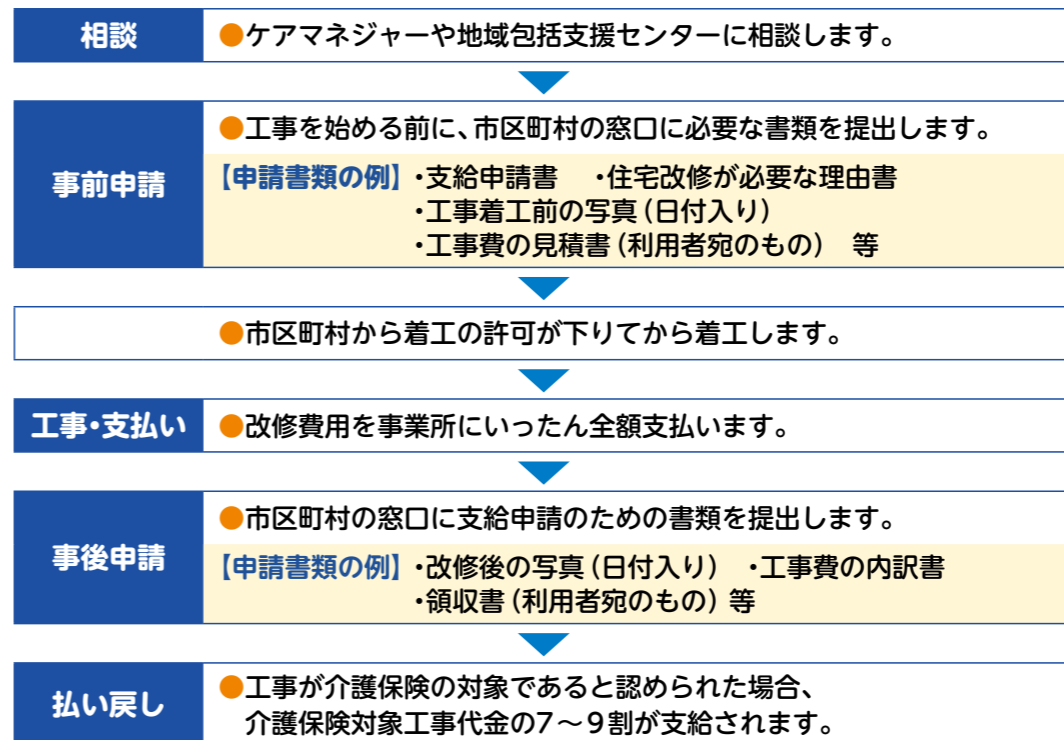
- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

●手続きの流れ

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

事前と事後に申請が必要です



住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

認知症の方向けのサービス

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
[2ユニットの事業所の場合]

要支援 2	783円	要介護 3	849円
要介護 1	787円	要介護 4	866円
要介護 2	824円	要介護 5	883円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
[7～8時間未満の利用の場合]

要介護 1	787円	要介護 4	1,225円
要介護 2	930円	要介護 5	1,371円
要介護 3	1,079円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

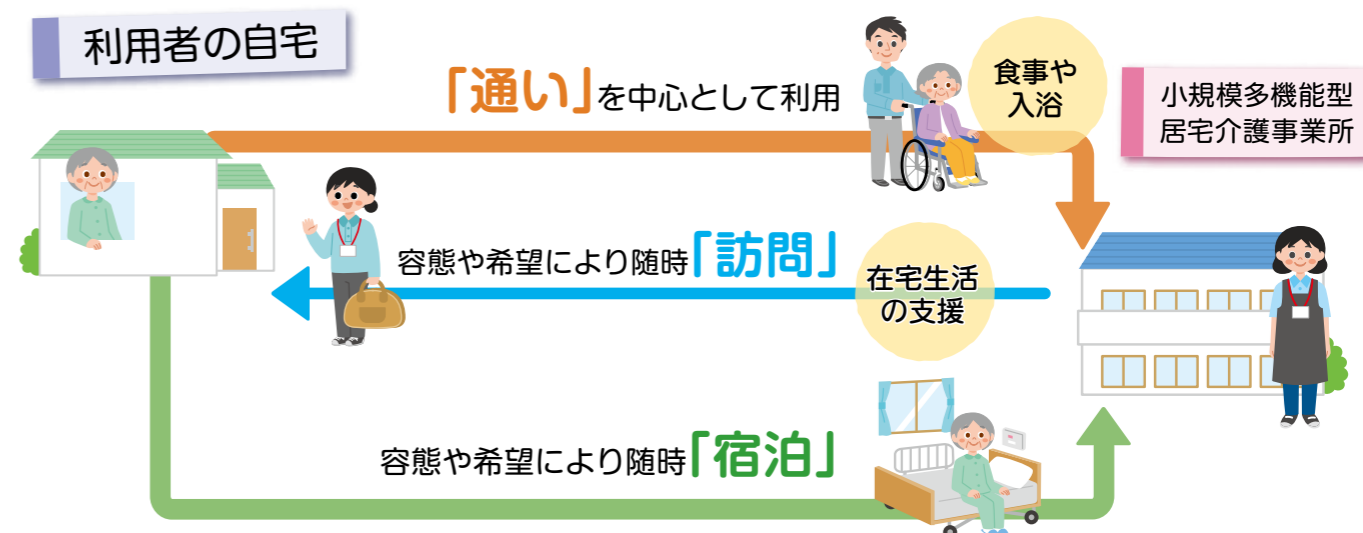
小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」(介護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,640円	要介護 3	23,589円
要支援 2	7,356円	要介護 4	26,035円
要介護 1	11,034円	要介護 5	28,706円
要介護 2	16,216円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

小規模多機能型居宅介護のイメージ図



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)
 実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。
 ※自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



自分らしい生活をするために

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト(一部抜粋)

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活をするためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者 ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者)

事業名	内容
訪問型サービス	ホームヘルパー等に訪問してもらい、調理や掃除等を一緒に行うなど、利用者のできることが増えるよう支援します。 ・訪問介護員等によるサービス(訪問介護) 1,229円/月(週1回、自己負担1割のめやす) ・基準を緩和したサービス(訪問型サービスA) 200円/回(自己負担1割のめやす) ・短期集中のサービス(訪問型サービスC) 無料
通所型サービス	デイサービスセンター等に通い、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。 ・通所介護事業者の従事者によるサービス(通所介護) 1,879円/月(週1回、自己負担1割のめやす) ・基準を緩和したサービス(通所型サービスA) 350円/回(自己負担1割のめやす) ・短期集中のサービス(通所型サービスC) 無料 ※別途食事代がかかります。 ※利用メニューや要支援1・2、事業対象者のどれに該当するかによって料金が変わります。
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービスが適切に提供できるよう、ケアプランの作成を行います。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室(介護予防教室)などを実施します。

対象者 65歳以上のすべての方

事業名	内容
介護予防体操教室	専門の指導員による運動の実技指導や、自宅でできる運動の紹介を行います。
若返るぞ!シニア体操教室	
ころばん介護予防教室	女性を対象とした骨折予防のための筋力トレーニングや栄養講話などを行います。
俺の体操教室	男性を対象とした筋力トレーニングやストレッチ、栄養講話などを行います。
フレイル予防教室	専門の指導員によるフレイル予防のための体操や認知症予防の脳トレなどを行います。
オーラルフレイル予防教室	歯科衛生士による噛む力や飲み込む力など、口腔機能低下を予防するお口の体操、歯磨き指導などを行います。
おいしく食べよう栄養教室 俺の料理教室	管理栄養士によるバランスがよい食事についての講話、調理実習を行います。(俺の料理教室は男性対象)
介護予防講演会	専門家による、介護予防をテーマとした講演会です。
介護支援ボランティア事業	市内の介護保険施設等でボランティア活動を行って集めた評価ポイントを、年間最大5,000円に換えることができます。
八潮いこい体操	全身の曲げ伸ばしを中心とした、無理なくマイペースにできる体操です。市民が主体となって行っています。
いきいき百歳体操	おもりを使った筋力運動の体操です。市民が主体となって行っています。

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。



介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。

地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を
応援します!

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな
問題に
対応します!

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



高齢者の
権利を
守ります!

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



充実した
サービス
を提供するために
支援します!

地域のネットワーク構築やケアマネジャーへの支援などを行います。



お気軽に
ご利用
ください

介護予防の
お手伝い

地域の
ネットワーク
づくり

みなさんの
権利を守る!!

地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師(または経験のある看護師)、社会福祉士を中心に構成されています。

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。自己負担が高額になったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

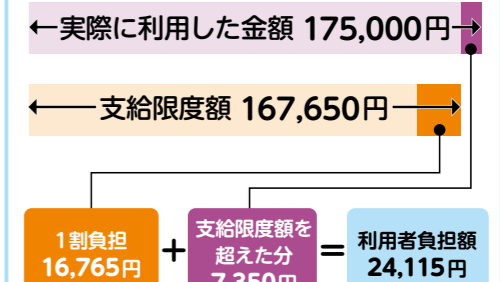
●介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

例 要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
 - 居宅介護住宅改修
 - 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために...

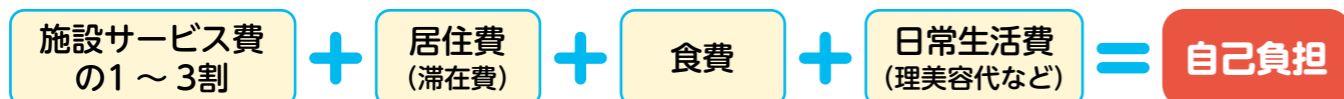
介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、参考にしてください。また、利用する施設を比較・検討する場合は、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護公表 検索

介護サービス情報公表システム
二次元バーコード

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	1,445円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 居住費と食費の負担軽減

所得の低い世帯の方で、預貯金等の資産が基準額以下の場合には、施設サービス利用時の「居住費」「食費」に関して、自己負担の限度額が設けられており、超えた分は介護保険から給付されます。(特定入所者介護サービス費)

● 給付を受けるには、八潮市への申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円[600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円[1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円[1,300円]

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年8月から	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円[1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円[1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が後から給付されます。(高額介護サービス費)

- 給付を受けるには、八潮市への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
65歳以上で課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方がいる世帯	140,100円(世帯)
65歳以上で課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方がいる世帯	93,000円(世帯)
65歳以上で課税所得145万円以上380万円未満の方がいる世帯	44,400円(世帯)
一般(住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合)	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、八潮市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

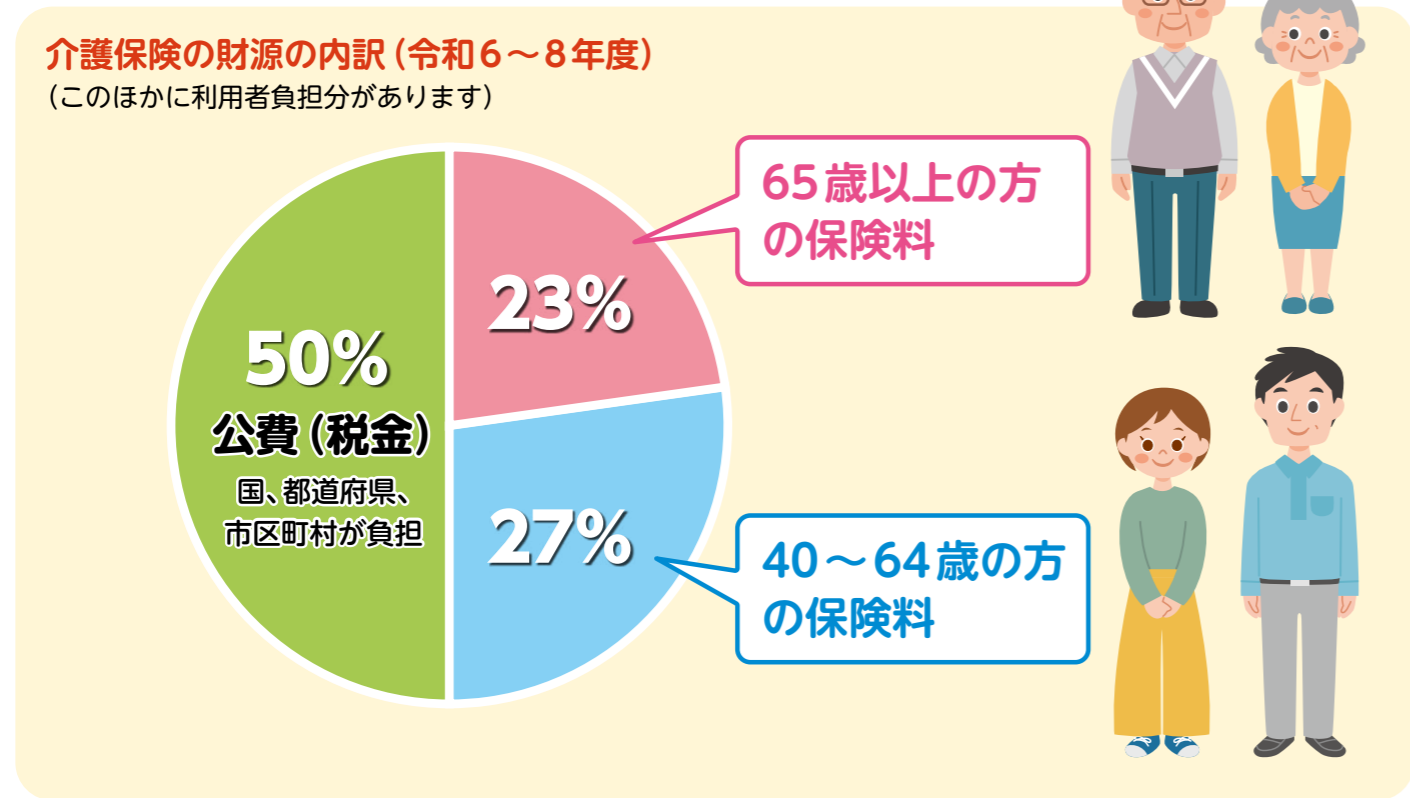
区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

介護保険料の決まり方・納め方

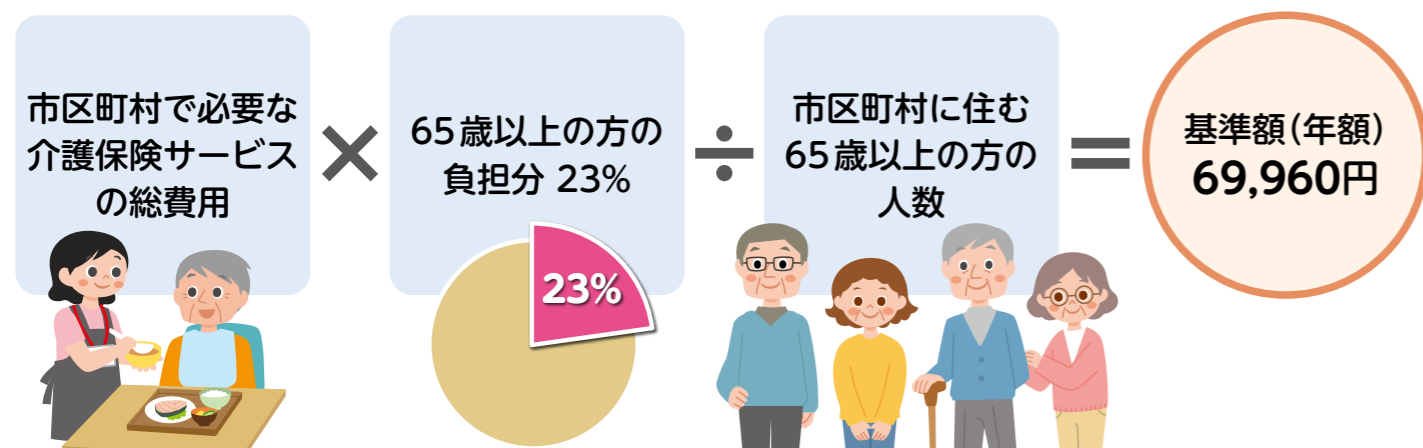
納めていただいた介護保険料は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」とともに介護保険を支える大切な財源になります。



● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

八潮市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **69,960円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分けられます。

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	19,930円
第2段階	80万円以下の方 世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{*2} の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.485	33,930円
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.685	47,920円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	62,960円
第5段階	80万円超の方	基準額 × 1.00	69,960円 (基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.20	83,950円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	90,940円
第8段階	210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	104,940円
第9段階	320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	118,930円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	132,920円
第11段階	520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	146,910円
第12段階	620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	160,900円
第13段階	720万円以上の方	基準額 × 2.40	167,900円

*1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

*2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方
→【納付書】や【口座振替】で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 八潮市から納付書が送付されますので、コンビニエンスストアまたは取り扱い金融機関で納めてください。

忙しい方、外出がむずかしい方は、**口座振替が便利**です。

手続き

- 1 取扱金融機関での申込
介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**をお持ちのうえ、取扱金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
- 2 市役所での申込
暗証番号のわかる**キャッシュカード、本人確認書類**を長寿介護課窓口へお持ちください。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

口座振替が便利ね

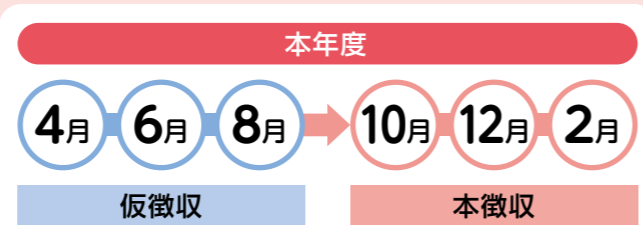


特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方
→年金から【天引き】になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
 - 年度途中で65歳になった
 - 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
 - 年度途中で他の市区町村から転入した
 - 介護保険料が減額になった
 - 年金が一時差し止めになった
- など

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用は**いったん全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用は**いったん全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は市役所の長寿介護課へご相談ください。

40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
<p>国民健康保険に加入している方</p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p>職場の健康保険に加入している方</p>	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。